



平成 29 年度

暴走族追放強調運動実施要綱

【スローガン】「暴走を しない させない 見に行かない」

【期 間】平成 29 年 6 月 1 日(木)から 6 月 30 日(金)までの 1 か月間

●運動の重点

- (1) 暴走族追放気運の高揚
- (2) 暴走族への加入阻止・暴走行為未然防止対策の推進
- (3) 暴走族(暴走行為)の取締り, 組織の解体
- (4) 不正改造車両に対する指導取締りの強化
- (5) い集・暴走する場所等に関する管理措置の推進

●重点地域・路線

(1) 重点地域(12市町)

地区	市 町
県北	水戸市・日立市 ひたちなか市・大洗町
鹿行	鹿嶋市・神栖市・銚田市
県南	土浦市・石岡市 つくば市
県西	下妻市・坂東市

(2) 重点路線(12路線)

国 道	県 道
6 号 50 号 51 号 124 号 125 号 245 号 408 号	常陸那珂港山方線 大洗公園線 水戸銚田佐原線 筑波公園永井線 筑西つくば線

(3) 特に緊急かつ重点的に対策を講じる地域

筑波山の朝日峠・風返峠 周辺

主 唱 茨 城 県 暴 走 族 対 策 会 議

【運動の目的】

暴走族の動きが活発化する夏季において、関係機関・団体が県民と一体となって暴走族を追放するための運動を強力に展開し、暴走族を許さない社会環境の形成を図る。

【運動の推進要領】

(1) 暴走族追放気運の高揚

- ア 新聞・ラジオ等のマスメディアや、ポスター・チラシ・広報誌・道路情報装置等の各種広報媒体を活用した広報を展開し、本運動の目的を県民に周知する。
- イ 暴走事案等の多発する地域では、各種会議・行事等において、暴走族追放に向けた地域一体となった取り組みの必要性について意識啓発を行い、暴走族追放気運の高揚を図る。
- ウ 自動車関係機関・団体は、自動車分解整備事業者・自動車板金事業者・自動車部品販売業者等に対する広報・指導を強化し、不正改造車両の整備拒否運動を展開するとともに、不正改造に使用されるおそれのある部品の不売運動を徹底する。

(2) 暴走族への加入阻止及び暴走行為の未然防止対策

- ア 中学校・高等学校においては、同級生・同窓生・卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため、「暴走族加入阻止教室」等の開催を通じて暴走族の反社会性・危険性を強く認識させるための指導を強化する。
- イ 保護者、暴走族構成員等に対する暴走族への加入防止及び離脱促進のための相談活動を推進する。
- ウ 家庭・学校・職場における「暴走をしない させない 見に行かない」運動を推進する。
- エ 関係機関・団体が暴走族の動向等について、相互に情報交換を積極的に行うとともに、暴走行為の危険性を周知し、暴走族への加入を阻止する。
また、過去に暴走歴のある青少年及び暴走行為に参加するおそれのある青少年に対しては、必要に応じて指導警告を行い、暴走行為の未然防止を図る。

(3) 暴走族（暴走行為）の取締り、組織の解体

- ア 共同危険行為、爆音暴走行為等の暴走事案に対しては、交通法令はもとより関係法令を適用して徹底した取締りを行い、組織が大規模化する前に検挙・補導し、組織の早期解体を図る。
- イ 単独暴走行為者については、日常の交通指導取締りを強化し、暴走行為の抑止を図る。
- ウ 暴走族OB等で構成され暴走行為を誘発するいわゆる「ギャラリー」について、検挙・補導活動を強化する。

(4) 不正改造車両に対する指導取締りの強化

- ア 不正改造車両に対する強力な指導取締りを行い、暴走行為等に使用される車両を排除する。
- イ 関係機関が連携し、不正改造車両の保管・車両検査等を行い、整備命令を発令して改造部分の修復を図る。

(5) い集・暴走する場所等に対する管理措置の推進

- 暴走族が、い集したり、「ローリング走行」及び「ドリフト走行」を敢行するおそれのある場所・道路に対し、
 - ア 施設管理者は看板、構造物によって使用（立ち入り）禁止措置を図る。
 - イ 道路管理者は、交通安全施設や構造物等の整備によって暴走族排除の意志表示を明確に表現する。

【重点地域等活動】

重点地域等においては、推進体制を整え、運動の推進要領に基づき総合的な対策を実施する。

【暴走族対策推進体制の確立】

本運動及び各種暴走族対策推進の実効を期するため、交通安全対策担当機関・団体は管理職等責任のある立場にある者を「暴走族対策責任者」に指定するなど、各種対策の企画、調査及び関係機関・団体との連絡調整に当たる体制を確立する。

